

会 議 録 目 次

令和6年第4回海田町議会臨時会（第1日目）

令和6年8月8日（木）午前9時00分 開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 3	令和6年度海田町一般会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	4
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	10

会 議 録 (第 1 号)

-

~~~~~○~~~~~

## A horizontal line composed of many small, connected wavy segments, resembling a chain or a string. In the center of this line is a small, solid black circle.

1

2番 新 谷 知 紀

5番 玉 川 真 里

14番 前 田 勝 男

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町       | 長 | 山 崎 真 紀 |
| 企 画 部     | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 総 務 部     | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 町 民 生 活 部 | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 森 川 雅 枝 |
| かいたブランド課  | 長 | 石 田 順 也 |
| 総 務 課     | 長 | 中 村 修 介 |
| 税 務 課     | 長 | 松 井 良 哲 |
| 社 会 福 祉 課 | 長 | 杉 本 幸 穂 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 山 え り |
| 主 査         | 戸 成 正 考 |
| 主 任 主 事     | 須 崎 亮   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

日 程 第 3 第 37 号議案 令和 6 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

9 時 0 0 分 開会

○議長（桑原）皆さんおはようございます。本日は大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は 13 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 6 年第 4 回海田町議会臨時会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第 121 条の規定により、町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関

係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承いただきたいと思います。なお、議場内では、スマートフォンや携帯電話の持込みは必ず電源を切っていただきますようお願いを申し上げます。体調管理の観点から上着の脱衣を許可をいたしますので、あらかじめ御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。さて、8月6日は広島、9日には長崎に原爆が投下された日です。そして、8月15日には、終戦の日を迎えようとしておりますが、世界では、なお、戦争の犠牲になっている人たちがいます。戦争や紛争は、人々に痛みと悲しみをもたらし、長期間にわたって社会や経済に深刻な影響を与えております。私たちは、戦争や原爆により、被害を受けられた方々、命を奪われた方々、そして、犠牲者への哀悼の念とともに、平和の尊さと命の大切さを互いに尊重し合い、よりよい未来をつくっていかねばなりません。

この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）皆様、おはようございます。本日、令和6年第4回海田町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の臨時会には、補正予算1件を提出しております。皆様方におかれましては、十分御審議の上、是非とも御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私からの挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第1から日程第3に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、11番、久留島議員、12番、多田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

この際、議長より議員及び執行部の皆さんにお願いをいたします。議員の皆様におかれましては、質問・質疑に当たっては、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の

尊重の規定により、十分留意の上、発言をしてください。執行部におかれましては、質問・質疑の内容を十分理解の上、的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。質問・質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて、内容の確認の上、答弁をしてください。なお、挙手の際には職名を名乗っていただきますようお願いを申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第37号議案、令和6年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第37号議案、令和6年度海田町一般会計補正予算第2号。この度の補正予算につきましては、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）それでは、第37号議案、令和6年度海田町一般会計補正予算第2号について御説明いたします。資料といたしまして、資料1、令和6年度補正予算説明書及び資料2、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業の概要を提出しております。資料1、令和6年度補正予算説明書につきましては、2ページ、3ページ、4ページ、5ページを御参照ください。説明は、資料2、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業の概要により行わせていただきます。資料2をお願いいたします。まず、1の要旨でございますが、この事業内容につきましては、先の令和6年3月定例会で御説明したとおりでございますが、給付対象の拡充が国から示されたこと及び令和6年度住民税額の確定により、給付対象者が当初見込みを上回ることから、増額補正を行うものでございます。次に、2の給付対象及び給付額につきましては、表に記載の①及び②のとおりでございます。上段の①につきましては、今回、令和6年度住民税額の確定に伴い、給付対象が当初見込みを上回ることから増額補正を行う部分でございます。下段の②につきましては、今回、給付対象の拡充が国から示されたことにより、給付対象者が当初見込みを上回ることから増額補正を行う部分でございます。次に、3の補正予算額についてでございます。（1）の歳入に記載のとおり、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、歳出に要する事業費の全額、1億2,228万円を増額いたします。（2）の歳出といたしましては、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業として、歳入と同額の1億2,228万円を増額いたします。その内訳といたしましては、①令

和 6 年度新たに住民税非課税世帯等となる世帯に対する給付金の増が 1,000 万円。②令和 6 年度税制改正による定額減税で定額減税可能額が減税前額を上回ると見込まれる方に対する給付金の増が 1 億 1,228 万円でございます。

続きまして、議案書をお願いいたします。第 37 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 2,228 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 132 億 1,157 万 4,000 円とするものでございます。以上で、令和 6 年度海田町一般会計補正予算第 2 号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。今、説明がございましたけれども、令和 6 年度の住民税額の確定、もう、均等割 4,000 円、それから、所得割 10 パーセント、もう決まっておるんですが、これが変わったから、こういう対象になったのかどうか。これを、お尋ねをいたします。もう一つは、これまで、コロナの問題で、非常に経済的に変化があって、各世帯に 10 万円及び経営者についてはそれなりに援助いたしましたが、これに対する執行率、弱い人が、例えば、個人でひとり暮らしで入院したと。で、誰もいない。そうすると、郵便で連絡しても帰って来たり、その対処、対応方法、これはどうなってるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）まず 1 点目の、均等割が 4,000 円で所得割が 10 パーセント、その関係で対象が広がったかという御質問でございますが、控除額等の変更はございませんので、この税率の関係で、対象が広がったというものではございません。

○議長（桑原）二つ目は。福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）コロナで様々な経済的な変化があって、ひとり暮らしの方も困られているというところで、対象の方には給付金のほうは、給付はしているところですが、議員御指摘の、おひとり暮らしの方が入院して退院される場合の支援につきましては、まず入院の際には御家族のほうの対応をお願いしているところですが、おひとり暮らしで本当に身寄りのない方につきましては、地域包括のほうでサポートしているところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15 番（佐中）今、説明を受けましたが、補正予算額の前、2 億八千七百幾らという、

今回、1億2,200、もう対象世帯数が76から406、子どもが48から108に変わったという説明があったり資料があったりするんですが、これを、子どもが何人おるか、これ、対象人数書いてあるから分かるんですが、ちょっと私の計算では、ちょっと分かりにくいんですよ。違うという感覚を持ってるんですが、そこら辺は、ちょっと詳しく説明いただけたらありがたいですが、どうでしょう。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）こども加算の人数等の積算につきましては、令和5年度の課税状況、実績を踏まえまして、どれだけ対象者が増えるかというところも踏まえたというところがありますが、令和6年度課税状況を実際に見たところ、対象者が増える見込みだということでございます。5年度の実績も踏まえたということでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）さっき言いましたように、人数が、76世帯から406。あるいは子どもさんが、1人5万円ということで、48から108に変わっておりますが、幾ら計算しても、この1億2,000追加を補正をするんですが、計算が分からないんですよ。なぜ、1億二千何ぼ入ってくるのか。手数料とか、あるいは人件費とか、あるいはそういうものも含んでおるのかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）ちょっと3回目ですからね、しっかり答弁してあげてください。分からんことがあったら聞いてください。また、聞き直しますから、いいですか。はい、社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）まず資料にございます①番、令和6年度新たに住民税非課税世帯等となる世帯、こちらのほうが対象世帯、もともと330世帯が、76世帯増えましての406世帯を見込んでおります。それから、こども加算につきましては、60人を見込んでおりましたが、48人の増を見込みましての108人になるという計算をいたしております。また、1億2,228万円のうち、①番についての増額部分が1,000万円。それから、②番、定額減税で、税額前額を上回ると見込まれるもの、こちらにつきまして、1,166人増を見込みましての1億1,228万円の増、合わせまして1億2,228万円の増ということで計上をさせていただいております。はい、で、この度、事務費につきましては、計上はいたしておりません。

○議長（桑原）ほかにございませんか。宗像議員。

○10番（宗像）この歳出の①の部分については、当初見込んだよりも実際に確定申告が

終わってみたら世帯数が増えた、これは理解できるんですが、②番目の問題、これどういう意味なのか、理解できないんですよ。で、まずしょっぱな、この資料の説明があったときに、国が拡充をした。多分、②番が拡充した部分に当たるのではないんだろうかと思えるんですが、拡充部分が、どこかの何を国が拡充して範囲が広がったのか、説明がなかったんですが、国の拡充した範囲についての御説明をお願いいたします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）②番、拡充部分についてでございますけれども、定額減税補足給付金につきまして、所得税と個人住民税所得割のどちらか一方が課税されている場合、定額減税の対象であれば、税額がない税目につきましても、控除不足額を算出して、課税対象人数1人につき4万円を基礎として取り扱うということになったものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）中身を聞いてるんじゃないんです。拡充されたことは何ですかとお聞きしたんですよ。今回、国がここに、概要のところに書かれてありますよね。給付対象の拡充が国から示された。この、国から示された内容は何ですか。推測では多分②番がそうに当たるのではないかと思えると、僕、聞いたんですよ。だから、国が拡充することにした中身、これについて、細かい所得税がどうのこうの言われたって、そんなに理解我々できませんから、分かりやすく説明してくださいと先ほど申し上げたんですが、再度説明してください。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）②番が国の拡充部分ということになるんですけれども、定額減税補足給付金のほうですが、これにつきまして、所得税と個人住民税所得割のほうに関わってくるんですが、どちらかが課税されている状況の方で、もう一方の税につきまして、定額減税前の税額がゼロ円の場合について、そもそも税額がないので引き切れないということにはならないということで給付対象となっていないんですけど、これにつきましても給付対象とすることになったというものです。所得税であれば3万円、個人住民税であれば1万円を基礎とするものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）いや、何か拡充されたのは理解できた。②番で拡充されたというのは。中身、要は、所得税と住民税の控除の差の関係で、それが入ってきたというふうに理解し

ていいの。だから今 3 万円というのは多分、控除額の差の関係だろうと思われるんですが、そうなの。いや、ほんまに中身が分からない、難しい言葉でおっしゃられるんで、もっと分かりやすく端的に一言で言えるような言葉はないんですか。多分、今 3 万円とか何とかいう話が出ましたよね。その 3 万円はこれ、個人住民税と所得税の控除の関係の、この差を見たというふうに理解していいんですか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）はい、定額減税につきまして、まず、1 人当たり所得税からは 3 万円、個人住民税から 1 万円をそれぞれ減税することになっております。で、定額減税補足給付金につきましては、実際の税額から定額減税を控除した際に、例えば、所得税が 5 万円あって定額減税は 3 万円なんで、5 万引く 3 万であれば 2 万円なんで、減税し切れたという形になるんですけれども、所得税が 1 万円で減税が 3 万円っていう形であれば、2 万円ほど控除できないんで、2 万円補足給付金をお支払いする形になります。補正予算編成時におきまして、所得税と個人住民税、それぞれ計算をしておりますが、どちらか一方、例えば、個人住民税については、税額がついておって、控除の違いから、所得税は税額がない方、ゼロ円という方がいらっしゃったところなんですけど、ゼロ円であった場合について、そもそも引き切る税額がないため積算には含んでおりませんでした。で、もう一方の税目については積算の対象として計算をしておったところですが、その後、どちらか一方でも定額減税、課税がされている場合につきましては、税額がない税目につきましても給付対象とするようになりましたので、対象者数や給付金額が大幅に増えたところですよ。

○議長（桑原）ほかにございますか。下岡議員。

○9 番（下岡）今の説明で概要は分かるんですけども、②番のところですね、1 億 1,200 万、対象がですね、1,166 人、これ、1 人当たりで割ると 10 万ぐらいになるんですよ。さっきの今、説明だと、3 万、5 万と 1 万、か何かいうて言われたんですけども、数字が合わないんじゃないです。1 人平均 10 万単価になるけども、今の説明だと、最高でも 5 万と 1 万かなんかじゃったら 6 万ぐらいにしかないのにですね、金額が間違ってます。それともか、この 1 億 1,200 万というのは、トータルの 5,866 人ということ。トータルのこと。そしたら、今回の千百何人の増額分が補正で出てきたということではないんです。もう既に、5,800 から 1,100 引いた 4,700 部分は、当初予算で組んでたわけですよ。それが不足するから、補正でこの 1,100 人分を組むということになると、トー

タルの金額と単価が合わなくなってくるんだけど。これ、どう見ても、1億幾らを千幾らで割ったら10万ぐらいになりますよ、1人平均。さっきの説明とちょっと食い違うと思うんだけど。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）②番につきまして、給付対象の積算の根拠になりますのが、御本人様、それから扶養者も給付対象の数に入れることになっておりますので、3万円掛けるその人数ということで、単純に3万円、1万円という計算にはなっておりません。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）それならね、ちゃんとそういうふうには書かないとね、分からないでしょう、ね。家族の方もというんだったら、この千百何人プラス家族分も含めたら、その何倍かになるというんでしょう。ね。そのことを言ってくれないと、全くこれだけだったら分からない。この1,100というのは世帯主か何かの数を言ってるんですよね。だから、数字の根拠がすごいあやふやなんよね。制度の説明もね、ちょっとすごい不親切。宗像議員が大分聞いたから、どういうことかいうのは大体意味が分かったけど、これだけじゃったら、何のことがさっぱり分かりませんよ。引き切れないから、要するは、現金で給付しますという話だというのは分かったけども、今の数字の根拠だってね、トータルで、はいじゃ何人なんですか。家族も含めて。1,166人が世帯主だいうんだったら。ちょっと、ちゃんとした数字を、根拠を示してください。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）人数といたしましては、2,944名でございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）約3,000人弱で、1億1,200だから、それで割ったら、3万幾らか。ということで、さっきのあれと、数字とつじつまが合うということで、意味、大体理解しましたけども。説明は、ちゃんとね、丁寧にやってください、丁寧に。今みたいに、わけの分からん数字をここへ載せないでください。分かるような数字を載せてください。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 37 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 37 号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第 37 号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長(竹野内) 皆様、大変お疲れ様でございました。本日御提案申し上げました補正予算につきましては、原案どおり御議決いただきまして誠にありがとうございます。丁寧な説明をですね、今後心がけてまいりたいと思います。来月はですね、9 月定例会でございます。暑い日々が続きますのでお体には御自愛いただきまして、お願いを申し上げまして閉会の御挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長(桑原) 以上で、令和 6 年第 4 回海田町議会臨時会を閉会したいと思います。皆様、大変御苦労様でした。

午前 9 時 28 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年9月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員